

## 市町村立小・中学校用教科書採択事務経路説明

【A】は国の検定済み教科書を見本本として、【B】県教育委員会に送付。

【B】の県教育委員会は、【D】の県教科用図書選定審議会を設置し（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）、毎年度、教科書の採択のあり方について諮問（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令）。

【C】の教科書展示会（教科書の発行に関する臨時措置法）は、14日間開催。次年度から使用される教科書の見本本が、閲覧できる（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則）。

【D】の県教科用図書選定審議会が、【E】の調査員として任命した（大分県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則）指導主事及教員に調査・研究を依頼。

【E】の調査員は、調査・研究結果を報告書にまとめ、【D】の県教科用選定審議会に報告。

【D】県教科用図書選定審議会では、その報告をもとに、【B】の県教育委員会の諮問に対する建議（答申）を行う。

【B】の県教委は、その答申をもとに、選定資料を作成し、【F】の市町村教育委員会に対して、その資料を活用して教科書の採択が、公正かつ適正に行われるよう、指導・助言を行う（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）。

【F】の市町村教育委員会は、市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択権限をもっている。また、2以上の市町村の区域を併せた地域である共同採択地区内の市町村教育委員会は、教科書無償措置に関する法律により、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと定められている。

【G】の採択地区協議会は市町村教育委員会の教育長及び保護者等から構成される。本県では、採択地区を現在12地区を設定している。また、採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会から推薦された校長・教員からなる【H】の地区選定協議会を設置して、採択地区の実態に即した調査・研究を依頼。

【G】の採択地区協議会は調査研究の報告や県教委から送付された選定資料などをもとに、教科書を1種類選定し、各市町村教育委員会へ報告。

【F】の市町村教育委員会は、報告された資料をもとに、市町村教育委員会で審議の上、8月31日までに、その市町村内で使用される教科書として採択決定。